

第13回教育委員会会議録

1日 時 平成26年12月19日（金）開 会：10時00分
閉 会：11時55分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
教育委員会 2階 会議室 及び 委員会室

3出席委員 池永博委員長 月谷慈寛委員 松田敬子委員 片山研治委員 村田正樹教育長

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長代理（重宗係長） 人権教育課長 学校教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所次長代理（原田係長） 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策担当主幹

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第58号 教育委員会の権限に係る人事の報告について
3	報告第59号 熊毛中学校旧屋体及び旧熊毛学校給食センター解体外工事請負契約の策定について
4	報告第60号 夜市小学校プール改修工事請負契約の策定について
5	報告第61号 周南市通学路安全推進会議委員の委嘱について
6	議案第49号 平成26年度3学期分学校給食用物資売買契約の策定について
7	議案第50号 平成27年度周南市立小・中学校教職員人事異動内申方針について
8	議案第51号 周南市立四熊小学校の休校について
9	議案第52号 周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について

- 7 委員会協議会 (1) 1月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) 12月定例市議会報告（教育部長）
- (3) 第2回図書館フィルハーモニーコンサートについて（中央図書館）
- (4) 徳山小学校長の状況について（学校教育課）
- (5) 駅ビル図書館について（中心市街地整備課）
- (6) 幼稚園廃園式の日程について（教育政策課）

委員長 　ただ今から「平成26年第13回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めたいと思います。
日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名いたします。
本日の会議録署名委員は、「月谷委員さんと片山委員さん」にお願いします。
続いて、日程第2、報告第58号「教育委員会の権限に係る人事の報告について」を議題とします。
この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書の1ページ、報告第58号「教育委員会の権限に係る人事の報告について」ご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関することは、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項に基づき、報告いたします。

次のページをお願いいたします。

今回の人事異動は、教育委員会事務局の榑浜出張所長及び兼務する榑浜公民館長に関する平成26年12月1日付の人事異動で、前所長である林田さんが体調の関係で出張所長及び公民館長を解任されましたことにより、後任として、現在、鼓南出張所長兼大島公民館長である林さんを兼務として榑浜出張所長及び榑浜公民館長として命ずるものでございます。

以上で、報告を終わります。

委員長 　何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第58号を承認します。

続いて、日程第3、報告第59号「熊毛中学校旧屋体及び旧熊毛学校給食センター解体外工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件についても、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書3ページ、報告第59号「熊毛中学校旧屋体及び旧熊毛学校給食センター解体外工事請負契約の策定について」ご説明いたします。

周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号の規定により、1件1千万円を超える契約の策定に関することは、教育委員会の権限とされておりますが、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2号の規定により報告いたしますのでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。

この工事は、本年10月の教育委員会で工事の計画の策定として、決定をいただいた案件ですが、対象となる建物は、昭和41年建築の熊毛中学校の旧屋体739.2㎡と昭和46年建築の旧熊毛学校給食センター609.77㎡、及びそれらに附属する施設で、平成25年12月に新しい熊毛学校給食センターが完成し、また平成26年10月に熊毛中学校屋体が完成いたしましたことから、この度、これらの旧施設について解体するものでございます。なお、解体後は舗装を行い駐車場とする予定といたしております。

工期は、平成26年11月22日から平成27年3月27日までとしており、この契約につきましては、条件付き一般競争入札により、11月12日に入札を行い共同産業株式会社が契約額4,087万6,920円で落札し、11月21日に契約を締結いたしましたものでございます。

以上ご報告いたします。

委員長

ご質問は、ございませんでしょうか。

それでは、報告第59号を承認します。

続いて、日程第4、報告第60号「夜市小学校プール改修工事請負契約の策定について」を議題とします。

この件についても、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長

議案書5ページ、報告第60号「夜市小学校プール改修工事請負契約の策定について」ご説明いたします。

提案理由は前号と同じでございます。

議案書の6ページをお願いいたします。

この工事も、本年10月の教育委員会で工事の計画の策定として、決定をいただいた案件ですが、夜市小学校のプールが経年劣化に伴い、プール内の防水シートがはがれ、プール底の防水シートが膨らむ事象が発生いたしましたことから、現在のプールの防水シートを撤去し、改めて防水シート452㎡を設置するものでございます。

工期は、平成26年11月29日から平成27年3月10日までとしており、この契約につきましても、条件付き一般競争入札により、11月19日に入札を行い株式会社日光が契約額1,278万7,200円で落札し、11月28日に契約を締結いたしましたものでございます。

以上ご報告いたします。

委員長

ご質問は、ございませんでしょうか。

それでは、報告第60号を承認します。

続いて、日程第5、報告第61号「周南市通学路安全推進会議委員の委嘱について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

報告第61号「周南市通学路安全推進会議委員の委嘱について」説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定によるものでございます。

先月の定例教育委員会で周南市通学路安全推進会議の委員の委嘱を提案させていただいたところですが、熊毛地区については、光警察署が管轄となっているというご指摘をいただきまして、改めて光警察署長を委員として委嘱いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

委員長

何か質問がございますか。よろしいでしょうか。

早速、ご配慮いただき、ありがとうございました。

それでは、報告第61号を承認します。

続いて、日程第6、議案第49号「平成26年度3学期分学校給食用物資売買契約の策定について」を議題とします。

この件について、学校給食課から説明をお願いします。

学校給食課長

それでは、議案第49号「平成26年度3学期分学校給食用物資売買契約の策定について」ご説明いたします。

議案書は、9ページからとなります。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第4号の1件1千万円を超える契約の策定に関することによるものでございます。

10ページの契約概要書をご覧ください。

学校給食で使用するマーガリンやジャム、缶詰などの一般物資は、市内7か所の学校給食センターに指定した日時に品質が良くて大量のものを安定的に供給してもらう必要があるため、あらかじめ信頼と実績のある業者を「学校給食センター物資納入業者」として登録しております。

現在、一般物資に係る登録業者は全部で6社ございますが、このうち契約予定金額が1千万円を超える「公益財団法人 山口県学校給食会」につきまして、今回お諮りするものでございます。

契約見込金額は、1,701万5,442円で、契約期間は平成27年1月5日から平成27年3月26日まででございます。

議案書の11ページから18ページにかけて、3学期分で使用する学校給食用一般物資の仕様書を添付しておりますのでご参照ください。

以上、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 質問等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議案第49号を決定いたします。

続いて、日程第7、議案第50号「平成27年度周南市立小・中学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第50号「平成27年度周南市立小・中学校教職員人事異動内申方針について」ご説明いたします。

資料は20ページ。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号に基づくものでございます。

この度、山口県教育委員会より「平成27年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針」が示されましたので、周南市教育委員会においても、それに沿った「平成27年度周南市立小・中学校教職員人事異動内申方針」を定めようとするものでございます。

内容につきましては、20ページに掲載しておりますが、昨年度のものとは大きく変わった点はございません。

なお、資料として「平成27年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針」をお配りしております。

以上でご説明を終わります。

よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 質問等はありませんでしょうか。

それでは、議案第50号を決定します。

続いて、日程第8、議案第51号「周南市立四熊小学校の休校について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書21ページ、議案第51号「四熊小学校の休校について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条の規定により、教育長に委任された事務についても、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定にかからしめることができるとされておりますことからお諮りす

るものでございます。

本来、在校生がいなくなるにより休校の扱いとなりますが、今回の四熊小学校の案件につきましても、児童の教育環境を充実させ十分な教育効果を得るために小学校の適正配置を目的として、過小規模校を適正規模校へ統合をするため、休校とするものでございます。

また、県から、来年度の教職員の配置等事務処理上必要なことから、休校については、市教育委員会内部での意思決定の後に県への届出が求められております。こうしたことから、四熊小学校を平成27年4月1日から休校することについて意思決定することをお諮りいたしますものでございます。

四熊小学校の状況につきましては、現在5名の児童がおりますが、うち3名が6年生、2名が5年生であり、現状のままであれば、来年度は2名のみとなる予定となっております。このほか四熊小学校の通学区からは3名の児童が指定校変更により菊川小学校に通学している状況でございます。

こうしたことから、議案書の22ページにありますように、平成27年度から残る2名の児童についても、十分な教育効果が得られるよう菊川小学校へ通学するとの意向から、休校についての要望が、地区のPTA、小学校運営協議会をはじめ、5つの地区を代表する団体から連名で出されているものでございます。

この地区の要望は、教育委員会としての小学校の適正配置に向けた取り組み方針と合致いたしますことから、四熊小学校について平成27年4月1日から休校といたしたいとするものでございます。

以上でございます。よろしく、ご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。

委員長 ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第51号を決定します。

続いて、日程第9、議案第52号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 議案第52号「周南市立小・中学校の通学区に関する規則の一部を改正する規則制定について」につきましてご説明いたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第12号に基づくものでございます。

この度の改正は、大きく3点ございます。

1点目といたしましては、徳山小学校の校区で、住吉中学校の校区となっている一部の自治会から中学校の通学区を岐陽中学校が選択可能となるようにしてほしいという要望に基づく改正でございます。

これは、例年、徳山小学校の卒業生の多くが岐陽中学校へ進学していることから、友人の多い、通学距離がより短い岐陽中学校へ通学したいという理由からです。

現在の通学区につきましては、住吉中学校が以前、住吉町にあった経緯から決まっていることから、基本的な通学区の変更はせずに、希望した場合に限って岐陽中学校へも通学できるように、要望の出た地区を選択可能にしようとするものです。

この改正によって、指定校変更申請の手続きを行えば、岐陽中学校へ学区外通学することができるようになります。

次に2点目の四熊小学校ですが、保護者、地域の方の連名で、平成27年4月から菊川小

学校へ通学できるようにしてほしいという要望書が出ております。ただいま、ご審議いただいたものですが、このことを受けまして、平成27年3月末で四熊小学校を休校とし、菊川小学校へ通学できるようにするものです。この改正で四熊小学校が休校の間は、指定校変更の手続きをすることなく菊川小学校へ通学することができるようになります。

3点目の大道理小学校の通学区でございますが、現在小学校は沼城小学校、中学校は須々万中学校へ統合し、休校となっておりますが、平成27年3月末で廃校とする準備を進めていますので、所要の改正を行うものです。

以上でご説明を終わります。

よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長 大きな動きがあったようですが、ご質問があったらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第52号を決定します。

その他に何かございませんでしょうか。

委員長 先程、人事異動内申の説明の中で、市の方は「人事異動内申方針」となっていますが、県の方は「人事異動方針」となっていますが、今まで「内申」ということばを聞いたことがなかったのですが、今年から「内申」がついてたんでしょうか。

学校教育課長 今までも入っておりました。各学校の校長から出されます意見具申に基づいて、市の教育委員会として県の教育委員会に内申を上げていくという意味合いのものでございます。

委員長 解りました。

その他に何かございませんでしょうか。

片山委員 質問ではないのですが、今の件に関係して、小学校は、あまりないかもしれませんが、中学校の場合に、例えば、特定の中学校にスポーツを振興させようという方針を加味した人事異動はあるのでしょうか。ある教職員がこの分野に長けているから吹奏楽を発展させようという人事異動はないのですね。

学校教育課長 「周南市の教育」に基づいて、周南市が進めていこうとしている水準の所に総合的な判断で市内の水準を維持するということが、まず一番でございますので、どこか一部分を特化したというような人事異動は行われていないと思います。また、来年度も総合的に全体を見てという思いでございます。

片山委員 学力の向上は、みんなが思うことですから当然のことですけれども、他に特長のあるというものをというものはあまりなく、全体の水準を上げるという方針ですね。

学校教育課長 そうでございます。

教育長 学校教育課としては当然そうですし、それが基本ですから絶対動かしてはいけない。本市の一番の狙いも課長が説明した通りです。ただ、学校運営協議会から見た場合に、年度当初に校長先生が学校の経営方針を運営協議会委員さんに示して、これを元にスタートして最終的に学校運営協議会の意思として、こういうことにうちの学校は特長を出せるんだ、そうすれば、「こういう人を人事で欲しいな」ということを一定の手続きを経て申し出ることは出来ます。課長が説明したものは別物です。

委員長 学校運営協議会の力というのが、これからは重要になる面もあるということでしょうね。

教育長 もちろん大切なことです。ただし、それによって根幹が緩ではいけない。

委員長 よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成26年第13回教育委員会を終了します。

署名委員

月谷 慈寛 委員 _____

片山 研治 委員 _____